

茨城女子短期大学における研究者の行動規範

平成 28 年 6 月 13 日

学長裁定

大学における学術研究の成果は、我々の知や生活を豊かにするとともに、国民・社会に対して大きな恩恵を与えるものである。公的研究費は、こうした趣旨のもとに、国・地方公共団体等の公共・公益団体により措置されているものであり、その不正使用は、その頼と付託を大きく損ならるものである。

このことを踏まえ、本学は、学術研究の円滑な遂行と社会的情懶を確保するため、「茨城女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第 9 条に基づき、次のとおり公的研究費の使用に関する教職員等の行動規範を定める。

- 1 公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用すること。
- 2 公的研究費の使用にあたって、関係する法令及び本学の諸規程等を遵守すること。
- 3 公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、学術研究の特性に応じた事務処理を行うこと。
- 4 関係者間で相互に緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めること。
- 5 公的研究費に係る取引業者との関係において国民の疑惑を招くことのないよう公正な行動に努めること。
- 6 公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス研修に積極的に参加し意識を高めるよう努めること。